

黄泉国への儀礼

——骨を動かす行為

岩松 保

1. はじめに

筆者は、京都府八幡市所在の女谷・荒坂横穴群^(注1)の発掘調査を担当し、総数52基におよぶ横穴を調査した。現地調査・整理作業を通じて、特に、横穴の閉塞方法と出土人骨に関して、詳細に観察・検討することができた。閉塞・開口方法に関しては、全国的な類例を集め、女谷・荒坂横穴群で観察された閉塞・開口方法が、汎日本的に閉塞・開口の作法として執り行われたことを指摘し、従来の横穴式石室・横穴観を見直すよう問題提起した(岩松2005)。出土人骨に関しても、随時その成果を発表してきた(岩松・上田2003、岩松他2004)ところであるが、それらの論考では全国的な視野の中で位置づけを行うことができなかった。

女谷・荒坂横穴群をはじめとして、横穴で遺存していた人骨は、いわゆる“解剖学的な位置を保っている”ものは意外と少なく、多かれ少なかれ動かされた状態で出土している。しかも、明らかに人的に移動されている場合が多く認められるのである。

人骨が一乃至数ヶ所に集め置かれている場合、通常、改葬もしくは後片づけと考えられている。改葬は葬送儀礼の中の一階梯であり、一連の儀礼の中で意味が付与されているものである。一方、後片づけは、新たな遺骸を置くために、それまで床面に安置されていた完全な人骨を一ヶ所に集めて空閑地を設けるもので、全く別の行為である。

この小論では、人骨の集積を、人骨を動かし置く儀礼の結果として捉え、横穴の構造と人骨の出土状況に関して全国的な例を基に検討し、玄室内で執り行われた儀礼の意味を、一連の葬送儀礼の中で位置づけるものである。

2. 考古学における成果——葬送儀礼の研究

考古学から『日本書紀』・『古事記』の中に記された葬送儀礼にアプローチした論文は、小林行雄と白石太一郎の論考が特に重要である。『記紀』には、伊邪那岐命^{いざなぎのみこと}の黄泉国訪問譚の中で、一緒に帰ろうと告げられた伊邪那美命^{いざなみのみこと}は、“黄泉戸喫^{よもつへぐい}をしたから伊邪那岐命の世界には帰れない”と言う件がある。小林行雄はこの“黄泉戸喫”を取り上げ、横穴

式石室から煤付の鍋・ミニチュア竈が出土する例や、杯身・杯蓋内からハマグリやカラスガイなどの貝殻、フナやウナギなどの魚骨が出土する例を、黄泉戸喫の儀礼に伴う遺物と考えた(小林1976)。一方、白石太一郎は、伊邪那岐命の黄泉国訪問譚の最後に、伊邪那岐命と伊邪那美命は黄泉比良坂で千引の石を挟んで対峙して行う“事戸度し”^{ことどわた}を検討し、横穴式石室の閉塞石の下や石塊の間から出土する土器をコトドワタシ儀礼に伴うものと捉え、死霊を黄泉国(=石室内)に閉じこめるための儀礼が石室外で執り行われたと論じた(白石1975)。この二者の論考が発表されて以降、玄室内と閉塞石・前庭部から出土する遺物は、“黄泉戸喫”と“事戸度し”の儀礼に伴うものと理解されている。

改葬や骨を動かし置く儀礼についての議論も盛んに行われている(高木1982、楠本1982、池田1994、川上1995)。その中でも特に重要なのが田中良之・村上久和の論考である(田中・村上1994)。田中・村上は、大分県上ノ原横穴墓群、大分県幣旗邨1号墳から出土した人骨を検討し、埋葬後数年を経てから脚の二次的移動行為がなされ、その際に飲食物が供献されたと推定した。脚の骨の移動は、黄泉国訪問譚の中での伊邪那美命の“追いかける能力”を断つ、すなわち“生き返る”ことを断つ行為と捉え、死霊の再生阻止を目的とする儀礼と考えた。飲食物供献は頭と脚の二ヶ所に認められ、頭位置のものを“黄泉戸喫”と捉え、脚位置への飲食物供献は、脚位置の骨を動かす行為と同じく、死霊の再生阻止を目的とした儀礼に用いられたと考えた。出土人骨を単に改葬とひとくくりにするだけではなく、骨が動かし置かれた細かなプロセスを検討し、それを葬送儀礼の中に位置づけた上で、“黄泉戸喫”や“事戸度し”の儀礼を明らかにしようとしており、小林・白石の論考と並んで重要な視点を提供した。

3. 横穴の出入りと空間、そして儀礼

まず、横穴の出入りと空間の点から玄室内における儀礼の内容を見てみたい。

横穴や横穴式石室は、羨道から墓道にかけて石塊や土砂によって、ほぼそのすべてが埋め戻されており、玄室へ入る際には必要最小限の大きさにしか開口されない。この小さな径の隧道を腹這いに近い状態で、下り降りて玄室に入り込むのである(岩松2005)。羨道中程より外側の土砂はほとんど除去されないため、人が入れる空間は玄室の中だけである。羨道や墓道・前庭は土砂で埋まったままなので、横穴や横穴式石室の内部は、今まで暗黙に想定

都県	横穴名	基数	玄室高		
			平均	最小	最大
福島県	弘法山横穴	6	1.55	1.14	1.85
東京都	赤羽台横穴墓	9	0.87	0.7	1.15
島根県	白コクリ遺跡	12	2.01	0.85	2.50
鳥取県	大塔山横穴墓	8	1.84	1.53	2.20
大分県	上ノ原横穴墓	44	0.83	0.60	1.20

第1表 横穴群の天井高 単位m
各報告書より。上ノ原横穴墓は『九州の横穴墓と地下式横穴墓』より



第1図 横穴と身長比較

(人物シルエットの身長は163cm、池田1993に依拠)

福島県弘法山2号横穴、鳥根県白コクリ遺跡N-3号横穴墓
同報告書加筆・転載

されていた以上に狭い空間でしかない。

さらに注意を喚起したいのが、横穴の天井の低さである。付表1は各地域の横穴群ごとに玄室の天井高を一覧にしたものである。^(注2)この表を見ると、横穴群毎の平均の高さが最高で2m、最低で0.85m程度であり、全体の平均が1.2m程度である。

鳥根県白コクリ遺跡および鳥取県大塚山横穴墓群の天井の平均高は、2.01m、1.84mと玄室内で直立できる高さであるが、これらはドーム系テント形と呼ばれるもので、平坦な天井を上方に削り込んで、断面を三角形にしており、中央部分だけが低いものである(大谷2001)。四周の壁に向かうほど急激に低くなるので、玄室内は付表1の数値以上に狭いものである。

第1図は、福島県弘法山2号横穴と鳥根県白コクリ遺跡N-3号横穴墓の玄室の縦断面である。それぞれの天井高は、横穴群毎の平均値に近い1.62m、2.0mであり、同縮尺の人物のシルエット(1.63m)と比較すると、横穴の中では、中腰で歩き、四つん這いで這う必要があったことが分かる。この場合、一人が玄室内で占有する面積は、直立している時以上に大きいので、玄室内に一度に入れた人の数は、直立できる場合以上に少なかったと考えられる。

これらのことから、玄室内の儀礼に際して、玄室には一度に数人の人間しか入れないことは明らかである。玄室に入る人間の入れ替えを行えば、理論的には何十、何百人もの人間が、玄室内の儀礼に参加することは可能であろう。しかし、玄室内の人骨の配置や副葬品の配置には、踏みつぶされたり、踏み荒らされたりした状況は認められないので、不特定多数の人間が、入れ替わりたち替わり、玄室内に入り込んだとは考えられない。さらに、狭い開口部を腹這いに近い状態で上り下りするといった入・退室の煩雑さも考慮に入れると、入れ替えがあったとしてもせいぜい1・2度でしかなかったと想定されるのである。

『常陸国風土記』逸文(信太の郡)には、「葬具の儀の赤篋と青篋と、^{まじわ}交雜り^{ひるがえ}飄颺りて、雲と飛び虹と張り、野を^て瑩らし路を輝かしき」と、多人数の人々が葬儀に参列している情景が描かれている。ところが、先に見たように、玄室内には数人の人間しか入ることができない。葬儀に参列した大方の人々にとって、故人と永遠の別れを告げる最後の対面は、

横穴の外で、玄室に納められるまでになされたに違いない。

今まで漠然と考えられていたように、参列者全員による故人との最後の別れが、玄室の中で交わされたのではないとしたら、玄室の中では何が行われたのであろうか。限られた数人の人間は、玄室の中で何をしたのであろうか。遺骸を玄室に納め、食物を盛った土器を置き、生前に彼／彼女を装っていた装身具、刀剣類などを供えたことは、遺物の出土状況から明らかである。筆者はそういった行為に加えて、骨を動かす行為がなされたと考えるものである。

4. それは、動かし置かれた人骨

1) 人骨を動かし置くこと、その分類

人骨は土中に埋まると、日本の火山性の酸性土壌で溶けてしまうため、人骨が良好な状態で出土することは希である。そのためか、発掘調査担当者は人骨を扱うのに不慣れであり、現地で人骨の出土状況を十分に観察できないのが実状であろう。また、調査期間が十分でない場合には、専門家を現地に招聘する機会が得られないこともある。こういった要因のためか、出土人骨の調査水準は一様とは言えない状況である。そのため現状では、遺跡・地域を横断して人骨の埋葬様式を明らかにするといった作業は少なく、現時点では、個別の報告書で、その横穴群の埋葬様式を検討するというところで留まっている。そういった中で、池上悟は各地域の横穴の様相を検討し、地域ごとの横穴の埋葬の実態を類型化した上で、東北地方や山陰地方の横穴の地域的な在り方の相違について、考察を加えている(池上2000)。

池上は一連の論考で、一群の横穴・一地域の横穴で見られる多様な埋葬パターンは、埋葬様式がそれぞれ異なるものと捉えている。一地域・一横穴群で執り行われた葬送儀礼が、多様な埋葬様式を採ったという立場である。それに対して筆者は、一つの地域は一つの埋葬様式を採ると考える立場である。横穴内で検出される人骨の多様な埋葬パターンをできる限り類型化し、それらを一つの埋葬様式の中の階梯の違いと捉えるのである。個々の事例の様々な子細を捨象し、一つの埋葬様式が現実には多様な様相——ヴァリエーションを示していると考えたい。

さて、横穴に埋葬された人骨が二次的移動を受けている要因としては、人為的なものとそれ以外の要因——小動物による移動や地震・滞水などの自然の影力に大きく分かれる。人為的な要因には、横穴に埋葬を行った人々がなしたものと、後世の第三者によるものがある。ここで問題にするのは、横穴に埋葬を行った人々がなした人骨の移動である。

人骨が人為的に動かされている場合、通常は追葬時に新たな遺骸を納めるため、空間を

空ける目的でそれ以前の人骨を整頓した、いわゆる後片づけをした結果と理解されている。しかし、報告書の記載を詳細に見ると、従来考えられているような、単なる後片づけはなされなかったようである。人骨を移動させた主たる要因が、追葬の際の後片づけであるのならば、玄室の片隅に骨が集められ、その横には骨の配置に乱れない1～数体の人骨が横たえられているはずである。ところが、そういった報告例はほとんど見られない。人骨が数ヶ所に集められ、玄室内に空閑地があっても、そこには「完全な遺骸が置かれていない」ものばかりである。つまり、追葬を契機とするような後片づけは、なされたとしてもさほど行われなかったと考えざるを得ないのである。

さらに加えて、全ての出土人骨が二次的移動を受けていると報告されている例がある。福島県小申田横穴墓群では14体の人骨が検出されており、「すべて二次的に集積された状態か、散乱状態で出土しており、骨格の解剖学的配置の保たれた一次埋葬の例はない」(p.145)とある。鳥取県大塔山横穴墓群では18体の人骨が調査されており、「検出時に自然の肢位をとどめておらず、検出されたすべての人骨に二次移動による骨の散乱が認められた」(井上1987,p.113)と報告されている。福島県駒板新田横穴群では37体の人骨が出土しているが、すべて二次的に動かされていた。筆者らが調査を行った女谷・荒坂横穴群においても、骨の配置が分かる人骨21体すべてが、何らかの移動を受けていた。積極的に人骨の移動について触れていない報告書であっても、ほとんどの人骨が何らかの形で動かされている報告が多い。こういった報告例を敷衍すると、後片づけという動機以外に、人骨を動かすための何らかの動機があったと考えざるを得ない。

ほとんどの人骨が二次的に動かされているという出土状況を合理的に解釈しようとする

- ① 遺骸を玄室に置き、骨化後、人骨を動かした
- ② 遺骸を玄室に置く際に、人骨を動かした
- ③ 他所で骨化後、玄室内に骨を置いた

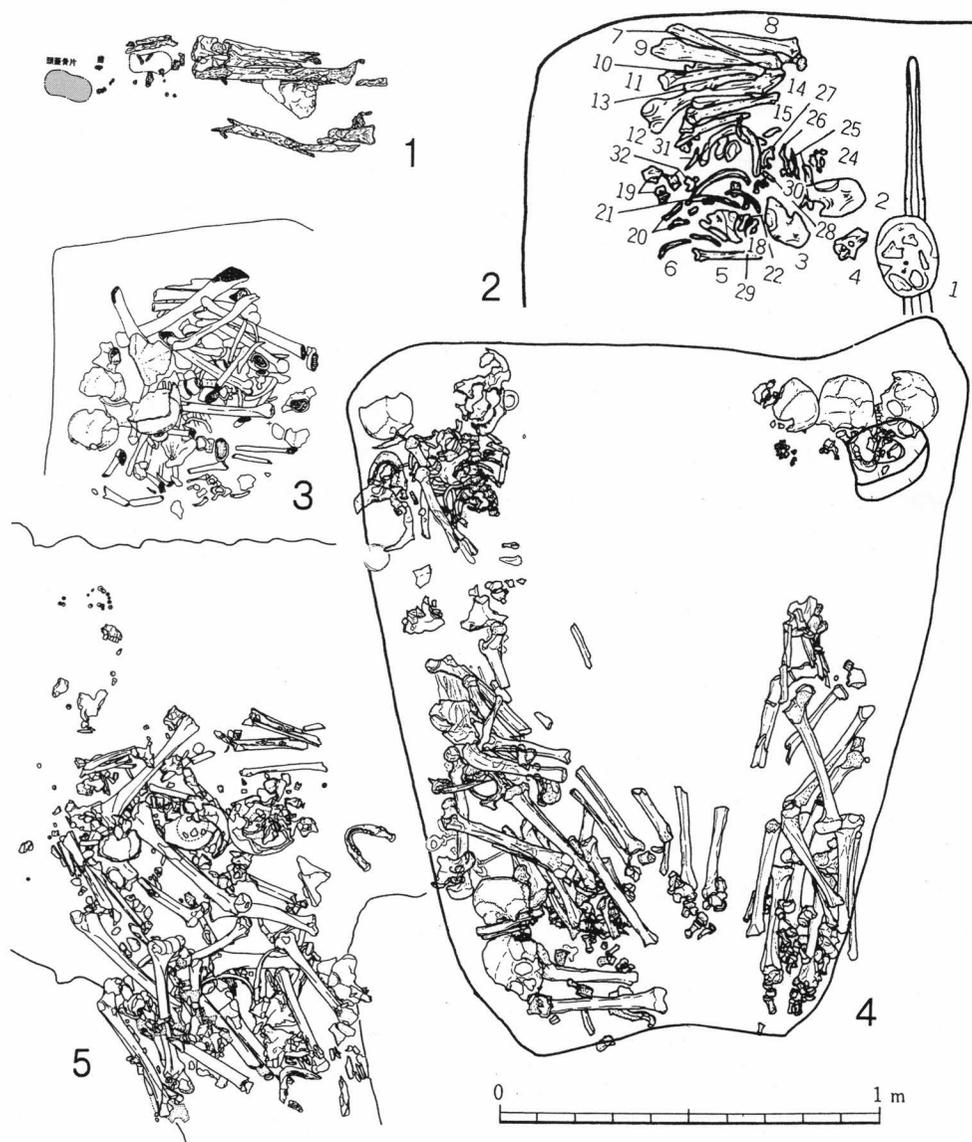
が想定できる。①の場合、実際の調査例ではほとんどすべての人骨が動かされているので、後片づけというような偶然の要素がからむようなものではなく、一連の葬送儀礼の中に、骨を動かす行為が儀礼として組み込まれていた必要がある。②、③の場合には、必ず動かされた状態で人骨が出土することとなる。このように①～③のいずれであったとしても、骨を二次的に動かす行為は、葬送儀礼の中に組み込まれ、その意味が付与されていたことは間違いなからう。

さて、女谷・荒坂横穴群の調査・報告では、人為的に動かされた人骨の配置を2タイプに分類した(岩松・上田2003、岩松他2004)が、その分類をベースに、他の横穴群の人骨の

出土状況を考慮して集骨状況を分類し直すと、

集骨A 一体もしくは複数体の人骨がバラバラになって一箇所に集められているもの。
 長管骨を集めたり、束ねたりする場合が多く見られる

集骨B 全身骨格がほぼ揃っており、一見すると伸展位に置かれていて、人骨の配置に
 手加えられていないように見えるが、詳細に見ると、部分もしくは大きく骨が動かされて
 いるもの。交連状態を残す部分がある



第2図 集骨Aの事例

- 1：京都府女谷・荒坂横穴群女谷B支群1号横穴人骨1、2：福島県駒板新田8号横穴、
 3：東京都赤羽台10号横穴墓、4：大分県長湯3号横穴墓、5：熊本県つつじヶ丘C-3号横穴墓

集骨C 人骨が散らばっており、まとまりを示さないもの
としたい。

2) 集骨Aの事例

第2図は集骨Aの事例である。1は、女谷・荒坂横穴群の女谷B支群1号横穴より出土した人骨1で、上肢長管骨と下肢長管骨が別々に揃えられており、頭蓋骨は長管骨群と約30cm離れていた。頭蓋骨と下肢長管骨との間からは、椎骨や肋骨・骨種不明骨片が数点出土している。2は駒板新田8号横穴で、「四肢の長い骨を北西壁際の一箇所に集中し、すぐ脇または長骨上に頭蓋(下顎とともに)を置き、その手前に平らな骨(肩甲骨・寛骨など)を並べたようである」と報告されている(p.124)。同2号横穴では最低6個体の人骨が確認でき、「四肢の長骨が一見規則的に並べられているようであるが、(中略)ただ単に長い骨をまとめたとしか思われぬ出土状況」で出土している(p.123)。3は東京都赤羽台10号横穴墓出土人骨で、4体分の人骨が集められており、「『集骨』の方法は、四肢骨の主なものを上部は奥壁に、下部では西壁に平行させて並べ、一番上に頭骨を置いている」(p.181)。4は大分県長湯3号横穴墓の人骨の出土状況で、最低9体の成人と1体の小児の骨が納められていた。「玄門側の左右両側に頭蓋骨6体分と上肢骨が、奥壁側左右両側と中央に下肢が数体ずつ片づけられた状態で出土した。奥壁東側からは、下肢骨に加えて2体分の頭蓋骨が出土している」(p.83)とある。5は熊本県つつじヶ丘C-3号横穴墓の人骨出土状況で、「玄室中央から羨門～玄門通路奥側に多量の人骨が出土している。頭蓋3体分を奥側に並べ、長管骨は主軸に直交する方向と主軸方向とを意識しつつ、大略、奥側から順に並べている」(p.9)。この他にも、鳥根県高広遺跡IV区4号横穴では、「人骨が2箇所(A地点、B地点)にかたまって散在し、一定の方向性もなく、かなり無雑作に後日人為的に移動された形跡がみられる」(p.203)。

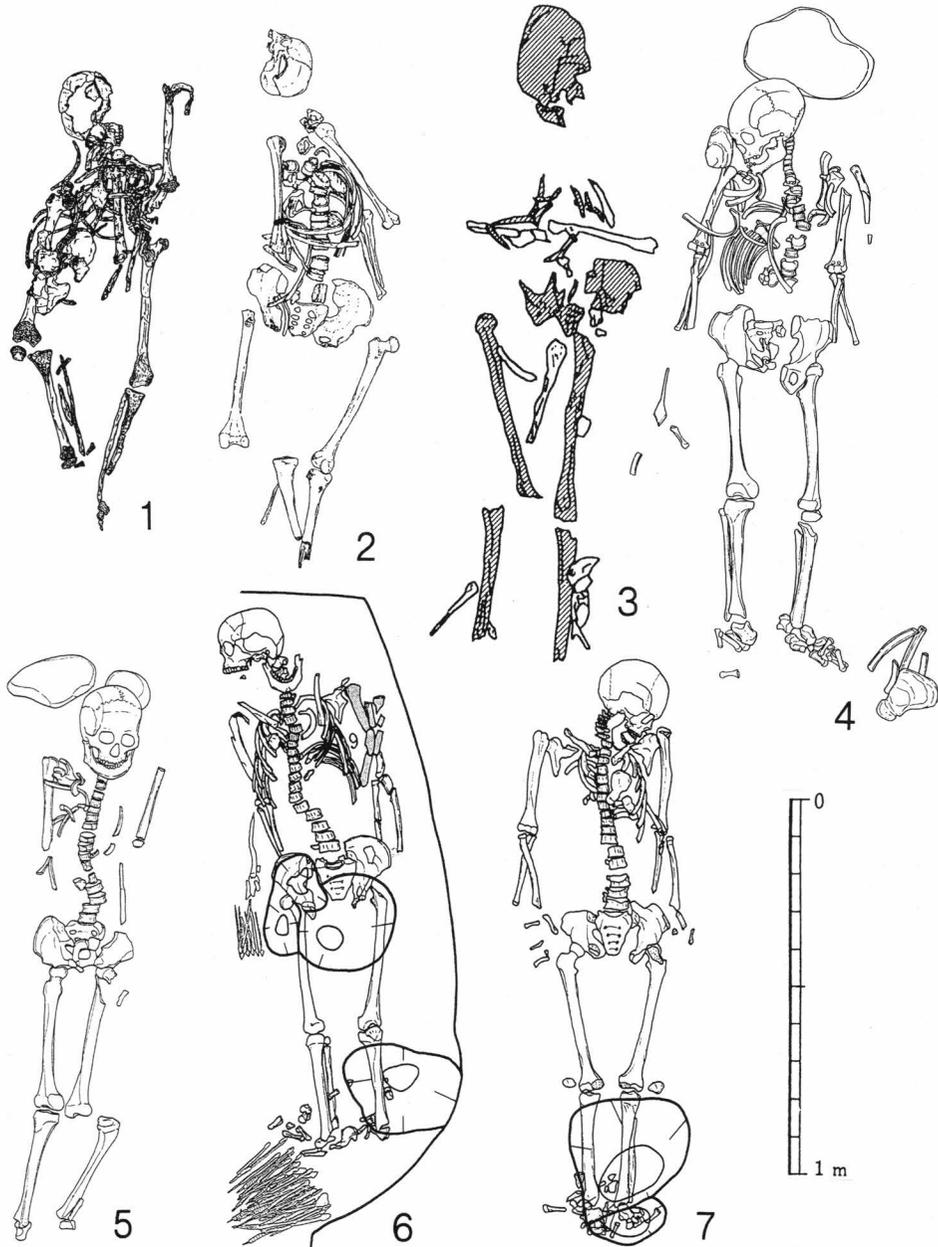
このように、集骨Aは長管骨をまとめて置き、その上もしくは近接して頭蓋骨を置くものである。そのほかの小さな骨は、その周囲もしくは下位に集められている。

3) 集骨Bの事例

第3図は集骨Bの事例である。

1は、女谷・荒坂横穴群の荒坂B支群18号横穴で検出した人骨26である。人骨26には伸展位様の箇所と、多種の骨が集められた箇所とがある。頭蓋骨は下顎骨と15cm離れており、頭蓋骨に接するように、上肢長管骨・鎖骨・肩甲骨・椎骨・肋骨などが乱雑に置かれていた。これらの骨の中には、椎骨や右手中手骨と基節骨など、交連状態を保っているものがあつた。この上位に、左右の脚の骨が伸展した状態で置かれており、左右の腰骨と仙骨は各骨に分割され、右大腿骨の上に重ね置かれていた。右脚は脛骨と腓骨および距骨と

が交連および解剖学的な位置関係を有していた。左脚は大腿骨・脛骨・腓骨・距骨・中足骨の一部までも解剖学的な位置にあり、両脚全体がそれぞれ交連していたものと推定された。このように、両脚が交連状態を保ったままであるのに対して、他の骨は細かな骨にま



第3図 集骨Bの事例

1：京都府女谷・荒坂横穴群荒坂B支群18号横穴人骨26、2 東京都赤羽台11号横穴墓、3：鳥根県烏田池8号横穴墓1号人骨、4：大分県上ノ原48号横穴墓、5：大分県上ノ原50号横穴墓61号人骨、6：大分県長湯6号横穴墓1号人骨、7：大分県長湯6号横穴墓2号人骨

で分割されているので、遺骸が骨化したといっても、まだ腱や靭帯が残存して骨の関節が繋がっている時点で、体幹骨や上肢骨の骨が意図的にはずされたものと推定される。まず、これらの骨が無雑作に集め置かれ、次いで交連状態を保った両脚がその上に並べられた。そして、骨盤が分割されて大腿骨の上に置かれるが、頭蓋骨もこの時点で据えられたのであろう(岩松・上田2003)。

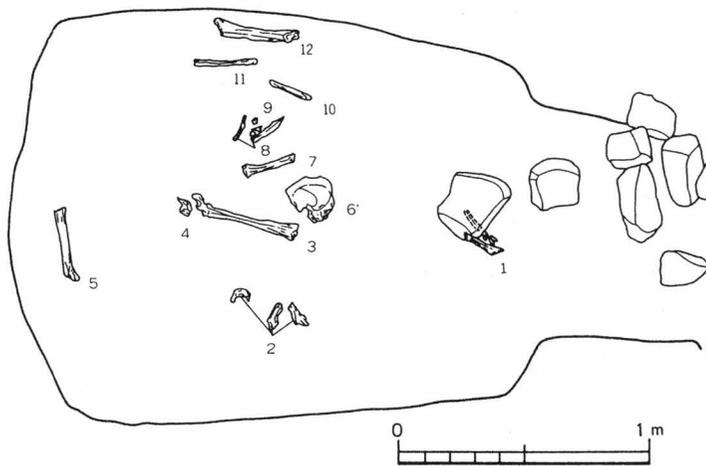
2は赤羽台11号横穴墓出土人骨で、報告書には、「四肢骨を西側壁に寄せて、仰臥伸展の姿勢で、ほぼ解剖学的配置を保っていたと思われるが、頭骨など一部に移動が認められ」とあり、「骨の部分的な乱れ」という表現もされている(pp.71~73)。検出図を見ると、胸椎の一部が腰の辺りに、頸椎が胸椎の位置にあり、肋骨の一部も乱れているのが見て取れる。

3は島根県島田池8号横穴墓1号人骨で、「人骨の配列状況をみると、頭部を玄室奥に置き、足を奥壁に向けて伸展仰臥位で埋葬されていたものと考えられるが、頭部は腹部に動かされている。そのほかの骨も若干動かされているが、骨の上下、左右の関係は保たれている」と、伸展仰臥位に置かれて、骨が部分的に動かされたことが観察されている(井上他1998 p.199)。また、4号横穴墓1号人骨は、「本人骨は頭部を玄門から見て左に置き、足を右に伸ばして伸展仰臥位で埋葬されていたと考えられる。交連状態にある骨は認められなかったが、骨のおよその配列や遠近関係は比較的良好に保たれている。左脛骨は本人骨の下腹部付近に動かされている」(pp.197~198)とあり、伸展仰臥位で置かれた後、左脛骨が移動されたことが窺える。

4は上ノ原48号横穴墓検出の人骨である。田中や村上が、脚の二次的移動行為と飲食物供献の考察を加えた事例で(田中・村上1994)、右膝蓋骨を取り外して左足の脇に置いている。5は50号横穴墓出土人骨で、仰臥伸展位に検出されているが、「右膝関節は完全に保存されているにもかかわらず、右膝蓋骨は見当らないのである」と述べられており(田中・村上1994.p.99)、右膝蓋骨が動かし置かれていた。

長湯横穴墓群でも確認されている。6は6号横穴墓1号人骨で左距骨が、7は2号人骨で膝蓋骨が取り外されている。また、2号横穴墓1号人骨でも膝蓋骨が取り外されているのが観察されている(p.104)。

以上のように、集骨Bは仰臥伸展位の姿勢で、一見すると解剖学的位置に人骨が配置されているが、詳細に見ると一部の骨もしくは多数の骨が動かされて、人骨の解剖学的位置関係が崩されているものである。その際に、動かす骨の数が僅かで、動かす距離も小さいものであれば、仰臥伸展位に置かれたまま、二次的移動を受けずに骨化したと判断されるであろう。さらに、骨の遺存状況が悪い場合、主要な骨の配置が解剖学的位置を保つ



第4図 集骨Cの事例
福島県駒板新田21号横穴

ていれば、そうと判断されてしまうであろう。そのため、“仰臥伸展位で解剖学的な骨の位置関係を保ちながら骨化している”と報告されている事例でも、集骨Bをそうと見ている可能性も排除できず、より多くの事例が想定できるのである。

4) 集骨Cの事例

集骨Cは骨が集められておらず、玄室内に散乱しているものである。

第4図は駒板新田21号横穴の人骨出土状況で、四肢骨に重複する部位がないこと、骨の形態・頑丈さから、1個体の人骨と考えられているが、「頭骨(6)を中心に四肢骨が四散した状態で出土して」いる(p.125)。島根県高広遺跡Ⅳ区3号横穴墓では、「横穴墓内には、数体の人骨が一定の方向性もなく、無雑作に散在しており」と報告されている(p.201)

玄室内の人骨は群をなして検出されるのが通有であり、集骨Cとした、床面に一様に骨が散らばっている状況は、さほど報告されていない。そのため、集骨Cは本来そのような意図した配置ではなく、偶然に踏み荒らされたか、後世の滞水等により動かされた結果と考えたい。

5) 集骨Bから集骨Aへ

筆者は女谷・荒坂横穴群の事例を検討し、女谷B支群17号横穴や荒坂B支群5号横穴の同一面で集骨A・Bが見つかったことから、それぞれが風習を異にする別個の様式ではなく、一連の葬送儀礼の中で執り行われた段階差と捉えた。そして、骨を動かす度合いの違いから、集骨Bから集骨Aへと、横穴内で骨寄せが行われたと考えた。

集骨Bから集骨Aへの骨の動かし方は、まず、長管骨だけを集め、体幹骨・上肢骨をバラバラにし、その上もしくは横に長管骨の軸を揃えて束ね置き、頭蓋骨も正立させて、集骨に近接して置き直したと復元した。

先に見たように、集骨A、集骨Bは汎日本的に分布しているので、それぞれが汎日本的

に執り行われた集骨のタイプと考えられる。しかも、女谷・荒坂横穴群以外にも、赤羽台横穴墓群、上ノ原横穴墓群、長湯横穴墓群等で集骨A・Bの両タイプが認められるので、別個の埋葬様式ではなく、同一の埋葬様式の段階差と捉えられよう。女谷・荒坂横穴群の事例と同じく、集骨Bから集骨Aへと骨を動かして置くような儀礼が、汎日本的に執り行われたと理解したい。

5. 横穴、改葬墓と風葬

横穴内で集骨Bから集骨Aに骨寄せしたというのが、前稿で記した、女谷・荒坂横穴群での結論であった(岩松・上田2003、岩松他2004)。ところが、全国の事例を見ると、横穴外で骨化し、横穴内に改葬を行ったという報告が散見される。遺骸を骨化した場所を検討することで、改葬について整理したい。

玄室内で骨化したと判断される例を検討したい。集骨Bは全身骨格がほぼそのままの状態で置かれているので、横穴内で骨化したことは間違いなからう。問題は、集骨Aである。集骨Aの場合、ほぼ全身にわたる骨格が遺存しているものは、横穴内で骨化したと考えてよいであろう。他所で骨化した場合、頭蓋骨や長管骨などの“大きく目立つ骨”だけを選び、小さな骨はさほど拾われないと考えられるからだ。また、長年月における人骨の腐食ということを考えると、骨の遺存状況が悪く、その絶対量が少ない場合であっても、椎骨や肋骨、手骨や足骨といった細かな骨が遺存しているものも、横穴内で骨化されたと考えることができよう。

玄室内で“遺体が安置されるための場所”が設けられている場合、それとは異なる位置で集骨されているものも、玄室内で骨化したと考えられる。大塚山C-1号横穴墓では、転用枕や釘の出土位置と棺台と想定される石の配置から、遺体が置かれた位置が特定された。ところが、この位置とは違った場所から人骨が出土しており、「近くの棺台に安置されていた骨を中央に寄せる」という行為が行われたと推定している(p.126)。赤羽台第6・9号横穴墓では、貝床の外側に集骨されている^(注3)。

一方で、横穴外で骨化し、その後、横穴内に骨を納めたと判断される報告例もある。大塚山A-2号横穴墓から出土した3・4号人骨は、骨髓腔や骨表面の細隙の中に砂が認められ、横穴内には砂が認められないことから、「これらの人骨は、最初に砂地に埋葬されていて、その後この横穴墓に再埋葬された」と判断されている(p.117)。

骨の出土部位に明らかな偏りが認められる場合がある。駒板新田22号横穴では、6体分の頭骨と多数の長骨が出土しているが、扁平骨・脊椎骨・手足の骨はほとんど出土していない。そして、「頭骨に伴うべき下顎骨がほとんどないのもこの横穴の特徴である」と述

べられている(p.126)。同様のことは、大塚山横穴墓群でも指摘されており、「骨の保存が比較的良好なのにもかかわらず、骨の同一部位からみた個体数にバラツキがある。また、足根骨、指骨などの短い骨はほとんど検出されていない」と報告されている(p.126)。これら特定部位の人骨の欠失は、横穴内で骨化した後に、欠失した部分を他の場所に持ち出したという可能性も想定できる。しかし、“拾骨時には大きな骨を選択する”とした場合、これらの事例では小さな骨が失われているので、他の場所で骨化し、大きな骨だけを選択し横穴内に動かし置いたと考えてよからう。とは言っても、遺骸を横穴内に置いた際の場所の違いにより、遺存状況に差が生じた可能性は否定できない。

遺骸をそのまま納めるには小さ過ぎる横穴がある。赤羽台第8号横穴墓では、玄室の規模が奥行80cm×幅51cm×高さ37cmと極めて小形であることから、他所で骨化した後の改葬骨を入れる横穴と判断されている(p.181)。内部には壮年男性の骨が遺存しており、骨種により遺存状況に差が認められることから、骨の選択がなされたものと推定されている。

以上のように、横穴内で検出した人骨には、その横穴内で骨化したものと、横穴外で骨化したものの二者があったようである。

『万葉集』の挽歌に詠まれた他界観を検討すると、山や空といった高所に靈魂の行方を観じる歌が多く見られ、山に放置された遺骸を見て非働して詠じた歌があることから、古代においては「庶民の葬法の大部分が遺棄葬もしくは洞窟葬——風葬——ではなかったか」と推定されている(堀1963、p.82)。西郷信綱は“葬る”は^{はぶ}“はぶる”は投げ捨てる意の“^{はぶ}放る”と同語であり、死体が野外に捨て置かれた葬法——風葬が一般的であったとしている(西郷1999)。このように、『万葉集』や『記紀』などを検討すると、古代においては風葬が一般的に行われていたと考えられるのである。考古学からの検討でも、「石室の中に納められた人々は、一つの家族体の中でも特別なつながりをもっていた人々と考えるほかない」(近藤1983、p.334)と、限られた人々だけが横穴や横穴式石室に葬られたと考えられている。古墳時代後期～古代において、大多数の人々は遺構として残らない風葬という葬法で葬られたとするのが、理に適っているであろう。

このように古墳時代後期～古代においては、風葬が一般的に行われていたので、横穴内で骨化した人骨と、横穴外で骨化した人骨が横穴内に納められているという先の結論には、後者は風葬後に拾骨されたと考えerことで説明できよう。風葬により骨化された人骨は、頭蓋骨や長管骨といった主要で大きい骨だけが拾骨され、横穴内に移されて、集骨Aの形に置かれたのであろう。

6. なぜ骨を動かし置くのか——葬送儀礼としての骨を動かす行為

田中・村上は、骨を動かし置くためには“遺体の軟部組織が腐朽している”必要があり、近現代の甕棺葬における改葬の事例から、埋葬後数年経てから脚を中心とする骨を動かし置く行為(集骨Bに相当)がなされたと推定した(1994)。

筆者は、田中や村上と同じく、骨を動かす行為を再生阻止儀礼と考え、“事戸度し”儀礼の一環と理解する。そして、骨を動かす行為を“事戸度し”儀礼の一環と理解するが故に、数年後ではなくて、横穴に埋葬した直後に、骨を動かす行為がなされたと考えるものである。

まず、遺骸の腐敗に関して見ると、田中・村上らが指摘するように、遺骸はそれが置かれた状況により、腐敗の進行は一樣ではない。遺骸は殯にふされるが、殯の期間は10日前後から数年間と一定ではないし、執り行われる季節によっても、遺骸の腐敗状況は異なるであろう。横穴に納められる時点の腐敗状況は一樣ではないのである。加えて、横穴内に納められて以後も、腐敗の進行状況は一樣とは言えないであろうから、“軟部組織が腐敗して骨化する”までに必要な年月は、一概に何年とは言えないのである。

そしてそもそも、“再生阻止儀礼”といった重要な儀礼を行うにあたっては、遺骸が骨化していることが必要条件なのであろうか。集骨Bから集骨Aへと動かし置く際には、関節している骨を強制的にバラバラにしているのだから、完全な遺骸の関節をはずして集骨Bに動かし置くに際しても、軟部組織が腐敗していない場合には、人為的に腱や筋を切除して、強制的に骨を動かし置いたのではなかろうか。

集骨Bは埋葬直後に行われたと考える理由を述べるために、まず、“事戸度し”の儀礼の意味について振り返りたい。“事戸度し”の内容を白石の論考(1975)で見ると、『日本書紀』には“絶妻之誓建”と書いて“ことどわたし”と読ませていることから、“事戸度し”とは“夫婦の縁を切ること”と解釈する考えが大勢ある。しかし、白石はこの解釈を斥け、「魂をもはやよびもどす望みのたたれた死者を墳墓に埋葬し、最後の別れをつけ、死者と生者の別処の宣言を行ったものではなかろうか」と述べている(pp.352-353)。田中・村上も次のように述べ、“事戸度し”に際して死霊の再生阻止儀礼が執り行われたと考えた。「伊邪那美命は『黄泉戸喫』を済ませて黄泉の国の住人になったが、なお『黄泉比良坂』を追走する力を保有していた。つまり、この神話における死生観においては、肉体が腐敗していても、『黄泉戸喫』のみでは完全な死を迎えていなかったということになる。(中略)死の完結には、黄泉国の住人になるための『黄泉戸喫』とともに、死霊の再生阻止儀礼が必要とされたのではないかと考え、そのために脚部の骨の移動が行われたとする(田中・村上1994,p.105)。

筆者も、“事戸度し”は別処の宣言のみならず、生き返り阻止をも含み込んだ儀礼であったと考える。『古事記』をもとに“事戸度し”を詳しく見ると、伊邪那美命は「一日に千人縊り殺そう」と言うのに対して、伊邪那岐命は「一日に千五百人産ませよう」と言い返し、ここに人間の生死が生じることとなり、人間に死をもたらしたがゆえに伊邪那美命は黄泉津大神となるのである。ここに至り、伊邪那岐命と伊邪那美命は、共に国生みをしてきた夫婦の関係から、互いに敵対する関係へと転換する。少なくとも、伊邪那岐命（生者）にとって、伊邪那美命（死・死者）は忌避すべき存在なのである。黄泉国からの帰還後、禊祓を行っていることから領けよう。そのため、“事戸度し”が死を完結させるための儀礼とするならば、死・死者との棲み分けを宣言するだけでは不十分であり、死者が現実世界に滲み出してくること——死者が生き返ることまでも否定する必要があるためである。別処の宣言だけではなく、“死者が生き返る”ことを否定するための儀礼までも含めて、“事戸度し”と捉えるのである。

『記紀』や『風土記』、『日本霊異記』を見ると、生き返る事例が多く記されている。また、殯儀礼自体が生き返りを希求する側面を有することからして、当時においては、生き返りは一般的に認められるところであったのであろう。ところが、生き返ることが希求されるのは、殯の行われる10日前後ぐらいであり、数ヶ月、数年を経てから生き返るということは忌避されたのではなかろうか。

筆者は、“死者が生き返る”ことを否定するために、骨を動かし置く必要があったと考えるものである。脚の骨に限らず、骨を動かし置くこと＝不完全な全身骨格とすること自体が、黄泉返り阻止の意味を有していると考えられるからである。折口信夫は「餓鬼阿弥蘇生譚」の中で、小栗判官・照手姫の説話を分析した。小栗判官が蘇生した際に身体が異常であったのは、屍の一部が破損されたり、抜き取られたりしたためと考えた。こういった遺骸処理は、蛭しゅう尤伝説・捕鳥部万や平将門の死後処理と共通するもので、「靈魂或は精靈の掘って復活すべき身がらを、一つは分けて揃わない様にし、一つは焼いて根だやしにして了ふのである」と述べ、火葬、洗骨、散骨や体の一部を抜き取る行為等が行われたのは「復活を防ぐ手段」であったとしている（山折2002、p.35）。

また、『日本霊異記』には多くの黄泉返り体験が語られている。これらに共通の条件は、“死体をそのままにしてある”という点である。死体を火葬せずに置いておく、いわば殯の状態にある“死体”のみが黄泉返っている。これは、死体は生前と全く同じ状態でないと生き返れないということであり、裏を返せば、損壊を受けた肉体では黄泉返れないのである。さらに興味深いことに、肉体を焼却してしまったために、他人の体を利用して生き返るといふ話がある（中巻第25）。この説話から、死霊は他人の死体に宿ることで生き返

ることができる、認識されていたようである。二重の意味での生き返り——死体本人とその死体に宿った他人の霊の蘇生——を阻止するためには、その死体を損壊する必要があるのである。そのために、小刀で遺骸を切り裂くこともあったであろう。

以上のように、死霊となった死者の魂が肉体に宿って生き返るのを防ぐためには、骨を動かして置いて、完全な肉体を人為的に損壊する必要がある。まさにこの行為は、殯期間が終わって、故人がもはや生き返ることがない、即ち、“黄泉戸喫を行った”と、皆が観念し、認識したというタイミングでなされるのが相応しいと考えるのである。

それでは、集骨Aの行為は、いつ、何のために行われたのであろうか。ほとんど交連しておらず、長管骨を中心にまとめていることから、横穴内に置かれた遺骸が十分に骨化した後になされたことは間違いのないであろう。一応、数年後としておきたい。

そしてこの行為は、伸展位様に置いた骨を、長管骨を束ね置いて一ヶ所に集めたり、他の個体の骨と合わせて集め置いたりしていることを考えると、“その故人が有していた個性が消滅したと意識された段階”になされたのではないだろうか。いわば、その靈魂が有していた、故人の来歴が消滅し、“純粋な”靈魂となった段階と言えるのではなかろうか。そのため、複数の人骨を合わせ置くことも了とされ、集合的な靈魂=祖霊へと昇華したと意識されたのであろう。集骨Aへと骨寄せする行為は、死者が子々孫々を護る存在としての“祖霊に仲間入りした”と意識された段階になされたと考えたい。

7. 玄室の中で何をしたのか——“事戸度し”儀礼の復元

最後に、この小論で縷々述べてきた内容を、前稿(岩松・上田2003)の内容をベースに、葬送儀礼の中で生起するイベントとして、時系列の流れの中に位置づけて、まとめに代えたい。^(注4)

ある個人が死を迎えると、殯が行われ、生き返ることが希求される。殯は10日前後行われるが、生き返りが適わない場合には、故人はすでに黄泉国で“黄泉戸喫”を行ったためと判断され、死が確定する。

遺体は葬列を組んで、葬具・楽器・旗とともに葬地へ赴き、葬られるべき横穴の前で歩みを止める。玄室の中には近親者を中心とした数人しか入れないため、おそらくこの墓前に於いて、故人と葬儀参列者全員との間で“別れの儀式”が執り行われたことであろう。その後、玄室の中では“事戸度し”の儀礼が執り行われた。近親者を中心とした数人がまず玄室の中に下っていき、次いで墓道・前庭上に集まった人々が遺体の入った棺を横穴の中の人々に手渡すが、入り口の大きさを考慮すると、木棺から取り出して遺骸だけを玄室の中に入れた可能性もある。^(注5) 玄室の中では、副葬品が並べ置かれるとともに、故人が生き

返ることができないよう、骨を動かし置く作業が行われる(集骨B)。これには、其処此処に彷徨っている死霊がその肉体を借りて生き返ることを防ぐ意味もあった。遺骸の腐敗状況によっては、骨を動かし置くために、小刀で腱や筋を切断することもあったであろう。故人は、ここで、一方では思慕する対象として存在しているのだが、他方では、もはや生き返ってもらっては困る、忌避すべき存在でもあるのだ。

この後、近親者は玄室から外に這い出して、“事戸度し”の儀礼の最後として、横穴の穴を塞ぎながら参列者共々、呪言が宣じられたであろう。おそらくこの時点で、土器などが玄室に至るための簡易な通路に投げ込まれたのであろう。横穴の通路が厚く土で埋め戻され、ここにおいて、故人は生者に危害をもたらす^{あらたま}荒魂として、生者の住む世界に滲み出さないように玄室の中に閉じこめられたのである。村への帰り道には、村の中にケガレが持ち込まれないように、河原で禊ぎが行われ、ケガレが祓われた(『隋書倭国伝』)。

横穴や横穴式石室に葬られなかった人々は、山中に遺骸が“放”^{はぶ}られたであろうが、その場合にも同様の“事戸度し”の儀礼がなされたであろう。そして、荒魂を封じ込める閉塞土に代わるものとして、幾重もの結界が設定されたことであろう。

この後、荒魂から^{にぎたま}和魂への昇華を企図して、数年間にわたって“追善供養”がなされ、故人の魂の浄化が行われる(五来1994)。十分に魂が浄化されると判断されると、祖霊との同一化が、横穴の中の人骨や野山に放られた人骨を、再度動かし置くことで実現される(集骨A)。以後、故人の魂は祖霊の中の一人として、子孫を護ってくれる存在へと昇華したのである。

(いわまつ・たもつ=当センター調査第2課主任調査員)

注1 古墳時代後期に、崖面や丘陵斜面に室を穿ち、墓として用いる形式を“横穴”もしくは“横穴墓”と呼び、その名称は地域によりまちまちである。各横穴墓・横穴の名称は固有名詞なので、報告書の記載を基に表記した。普通名詞として呼称する場合には、“横穴”を用いる。

注2 小型横穴と呼ばれる横穴については、後述のように、他所で骨化させた後に骨だけを納めた改葬骨と判断されるため、報文でそうと触れていなくても除外した。小論では玄室内での儀礼及びその作業について考察を加えているため、玄室に入り込めないような横穴や入り込んでも作業ができないような横穴は、小型横穴——改葬専用の横穴とした。目安としては、①玄室長1m程度以下もしくは玄室幅1m程度以下の横穴、②羨道と玄室の長さが2m程度以下の横穴、③玄室高50cm以下の横穴、である。

注3 赤羽台横穴墓の調査報告書では、横穴から横穴への改葬を想定しているが、横穴外からの改葬で十分説明可能であり、横穴間の改葬を積極的に示す根拠が認められないので、現時点では横穴間の改葬は考えていない。また、千葉県市宿横穴墓では、人骨が動かされている状況が認められ、しかも遺物が横穴間で接合することから、他の横穴にまず納められて骨化し、そ

の後に異なった横穴に骨が移され、その際に遺物が移動したと判断している。このような例はあまり普遍的に見られるものではない。墓道内に埋められた破碎甕が、複数の横穴間で接合する場合があります(鳥根県洪山池横穴墓群、京都府女谷・荒坂横穴群)、こういった状況にある遺物が、玄室内に入り込んだ可能性もある。

注4 人の死後から数年後まで執り行われる葬送儀礼の実際について、別稿を用意している。岩松保「古墳時代後期における葬送儀礼の実際」(『京都府埋蔵文化財情報』第99号 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター) 2006

注5 松山市葉佐池古墳では、長さ185cm、幅43+ a cm、高さ30cmの木棺が復元されている。

参考文献

- 『千葉県君津市 市宿横穴墓群発掘調査報告書(財団法人君津郡市文化財センター発掘調査報告書) 第107集 大都建材株式会社・(財)君津郡市文化財センター』1996
- 『小申田横穴墓群 いわき市埋蔵文化財調査報告』第20冊 福島県いわき市・(財)いわき市教育文化事業団 1988
- 『赤羽台遺跡——赤羽台横穴墓群』(東北新幹線赤羽地区遺跡調査会・東日本旅客鉄道株式会社)1989
- 『長湯横穴墓群 桑畑遺跡』(文化財調査報告書第171輯 大分県教育委員会)2004
- 『大 山横穴墓群』(鳥取県教育文化財団調査報告書23 (財)鳥取県教育文化財団・建設省倉吉工事事務所)1987
- 『駒板新田横穴群・大作堰上遺跡』(福島県文化財調査報告書第220集 福島県教育委員会・日本道路公団・(財)福島県文化センター) 1989
- 『高広遺跡発掘調査報告書』(鳥根県教育委員会)1984
- 『上ノ原横穴墓群』I・II(大分県教育委員会)1989・1991
- 『愛媛県松山市 葉佐池古墳』(松山市教育委員会)2003
- 『第4回九州前方後円墳研究大会 九州の横穴墓と地下式横穴墓』(九州前方後円墳研究会)2001
- 池上悟『日本の横穴墓』(雄山閣出版)2000
- 池田次郎「古墳人」(『古墳時代の研究』1 雄山閣出版)1993
- 池田次郎「法貴B一号墳および堀切六号横穴の改葬人骨と近畿におけるその類例」(『橿原考古学研究所論集』第12 吉川弘文館)1994
- 井上貴史他「鳥田池横穴墓から検出された人骨について」(『洪山池古墳群 一般国道9号(安来道路)建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書 西地区』XI 建設省松江国道工事事務所・鳥根県教育委員会)1998
- 岩松保・上田真一郎「八幡市女谷・荒坂横穴群における改葬の実例」(『京都府埋蔵文化財情報』第87号 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター)2003
- 岩松保他『女谷・荒坂横穴群』(京都府遺跡調査報告書第34冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター)2004
- 岩松保「黄泉国への通路」(『待兼山考古学論集——都出比呂志先生退任記念』大阪大学文学部考古学研究室)2005

- 大谷晃二「西日本の横穴墓——型式・地域性の研究視点」(『東海の横穴墓』静岡県考古学会・シンポジウム実行委員会)2001
- 川上邦彦「終末期古墳における改葬墓に関する諸問題」(『後・終末期古墳の研究』雄山閣出版)1995
- 楠本哲夫「改葬のこと」(『考古学と古代史 同志社大学考古学シリーズ』I 森浩一編)1982
- 小林行雄「黄泉戸喫」(『古墳文化論考』平凡社)1976
- 五来重『日本人の死生観』(角川選書)1994
- 近藤義郎『前方後円墳の時代』(岩波書店)1983
- 西郷信綱「黄泉国とは何か」(『古代人と死 大地・葬り・魂・王権』平凡社)1999
- 白石太一郎「ことどわたし考」(『橿原考古学研究所論集 創立35周年記念』吉川弘文館)1975
- 高木正文「古墳時代の再葬」(『森貞次郎博士古稀記念 古文化論集』下巻 森貞次郎博士古稀記念論文集刊行会)1982
- 田中良之・村上久和「墓室内飲食物供献と死の認定」(『九州文化史研究』第39号 九州大学文学部)1994
- 堀一郎「万葉集にあわわれた葬制と、他界観、靈魂観について」(『宗教・習俗の生活規制 日本宗教史研究』未来社)1963
- 山折哲雄「死と民俗」(『死の民俗学』岩波現代文庫)2002